

議案第30号

石岡市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する
条例を制定することについて

石岡市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成28年2月23日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

「農業委員会等に関する法律」及び「行政不服審査法」の改正に伴い、所要の改正を行うため。

石岡市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

石岡市証人等に対する実費弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第29条第4項」を「，農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第4項並びに行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項において準用する場合を含む。）及び第74条」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。